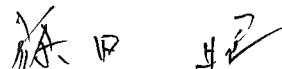


新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。